

## 小諸市オープンデータ利用規約

令和4年7月1日

小諸市オープンデータ利用規約（以下「本規約」といいます。）は、小諸市公式ホームページ内のオープンデータサイトにおいて、オープンデータとして掲載されているデータ（以下「公開データ」といいます。）の利用に関する事項について定めた規約です。

公開データの利用にあたっては、本規約に従っていただくよう、お願いします。

公開データは、次の条項に従って、誰でも自由に利用（複製、加工、商用利用等）することができます。

（本規約の承諾）

第1条 利用者は、当サイトで公開しているデータの利用をもって、本規約に同意したものとみなします。

（著作権）

第2条 当サイトの内容（掲載されている情報を含む。）に存在する、本市等が著作権を有する著作物の利用については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>) によるものとし、ただし、特段の注意書きがあるものを除きます。

（出典の記載）

第3条 公開しているデータを利用する際は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際に従って出典を記載してください。記載方法は、次に掲げるとおりです。

(1) 公開データをそのまま利用する場合

出典：公開データ名称（ダウンロードしたページの URL、ダウンロードした日付）、小諸市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際

(2) データを編集、加工等して利用する場合

編集、加工等を行ったことを記載してください。また、編集、加工等した情報を、あたかも小諸市が作成したかのような態様で公表または利用することは禁止します。

出典：公開データ名称（ダウンロードしたページの URL、ダウンロードした日付）、小諸市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際

（第三者の権利）

第4条 公開データの中には、第三者（小諸市以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有している対象データについては、特に権利処理済みであることが明示されている

ものを除き、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得てください。なお、対象データの中の第三者が権利を有しているものについては、出典の表示等により直接的または間接的に表示、示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定、明示等を行っていないものもあります。利用する場合は、利用者の責任において確認してください。

(禁止している利用)

第5条 公開しているデータの利用に関し、法令、条例または公序良俗に反する利用は禁止します。

(免責事項)

第6条 本市は、データの提供にあたっては細心の注意を払っておりますが、その内容の完全性、正確性、有用性、安全性等について、いかなる保証も行いません。また、公開しているデータは、本市の活動に関する情報の一部であって、その全てを網羅するものではありません。

2 本市は、利用者が公開データを用いて行う一切の行為（公開データを編集、加工等した情報を利用することを含む。）及びその行為によって発生した結果について、一切の責任を負いません。

3 公開しているデータは、事前に予告することなく変更、移転、削除等が行われることがあります。

4 当サイトのURLは、事前に予告することなく変更する場合があります。当サイトの掲載情報の改変、更新、削除や当サイトのURL変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合、その他一切の影響や利用者が発生する損害について、本市はその責任を負いません。

5 当サイトからリンクされている外部サイトについて、その掲載情報の正確性、合法性等を保証するものではありません。万一、リンク先サイトの利用につき問題が生じた場合、その責任はリンク先サイトが負っていますので、利用者自身の責任で対処してください。

6 利用者による公開しているデータの利用、利用者の本規約違反または利用者による第三者の権利侵害に起因または関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、当市は一切責任を負いません。

(準拠法と合意管轄)

第7条 当サイトの利用規約は、日本法に基づいて解釈されます。当サイトの利用規約及び対象データの利用に関する紛争については、本市の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

(利用規約違反への対応)

第8条 本規約に違反するような行為等を発見された場合には、小諸市企画課までご連絡ください。